

[事案 29-129] 転換契約無効請求

・平成 30 年 4 月 9 日 裁定不調

<事案の概要>

既契約について親から名義変更したうえで転換したものの、意向と異なる保険にされていたこと等を理由として、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 9 月に契約し、平成 28 年 11 月に転換した終身保険について、以下等の理由により、契約転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人から、もうすぐ保険料が上がるので新規で契約した方が得だと言われ契約転換をしたが、実際に保険料が上がるのは 13 年後であった。
- (2) 保障は重視していないので終身の部分をきちんと欲しいと前契約者（親）から伝えしたが、意向と真逆の保険プランにされていた。
- (3) 終身部分が 100 万円から 30 万円に減額されたこと等は説明されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の保険料がもうすぐ上がるという説明はしていない。
- (2) 前契約者から、本契約について、終身保障を重視してほしいという趣旨の要望を受けたことはない。
- (3) 転換にあたっては、募集人は、設計書等を用いて、転換前後の契約内容を対比しながら説明している。その中で、終身保障部分が 30 万円になることも説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および前契約者、募集人および募集人上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、転換後契約の終身保障額や保険料について誤解（錯誤）して申し込んだとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、名義変更の際に、前契約者および申立人に対して転換を勧め、その日のうちに転換契約の手続きを行っている。
- (2) 転換前と転換後の契約の内容については丁寧な説明が要請されるところ、募集人は、前契約者と申立人に対し、転換後契約の説明を別々に行っており、その説明時間も十分に長い時間であったとは言えない。